

新居浜市グリーン購入ガイドライン

令和2年3月改定



目 次

I 新居浜市環境配慮物品等調達方針	2
II 新居浜市グリーン購入ガイドラインとは	3
III 分野ごとの対象品目と判断の基準	3
1 紙類	5
2 文具類	6
3 オフィス家具等	12
4 画像機器等	13
5 電子計算機等	14
6 オフィス機器等	15
7 家電製品	16
8 エアコンディショナー等	17
9 温水器等	18
10 照明	19
11 自動車等	20
12 消火器	23
13 制服・作業服等	24
14 インテリア・寝装寝具	25
15 作業手袋	26
16 その他繊維製品	27
17 設備	28
18 災害備蓄用品	29
19 役務	31
20 ごみ袋等	34
IV 参考	35

I 新居浜市環境配慮物品等調達方針

1 目的

本方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の規定に基づき、新居浜市においても環境負荷の少ない物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達（購入及びリースをいう。）を図るため、環境に配慮した物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）を推進することを目的とする。

2 適用範囲

本方針によるグリーン購入は、市が直接行うすべての事務事業を対象とし、外部へ管理を委託しているものは含まないものとする。

3 基本的な考え方

物品等の調達にあたっては、次に掲げる事項に留意し、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。

- (1) 事前に調達の必要性を十分に検討し、調達する物品の量は必要最小限とすること。
- (2) 環境への負荷の状況については、材料となる資源の採取から、製造、流通、使用、廃棄、リサイクルなど物品のライフサイクル全般を考慮すること。
- (3) 愛媛県資源循環優良モデル認定制度で認定を受けるなど、環境保全に積極的な事業者が、製造又は販売する物品を可能な限り優先して調達すること。
- (4) グリーン購入を理由として調達総量が増加することがないよう配慮するとともに、調達した物品等は、長期使用や適正使用、分別廃棄等に留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるように努めること。
- (5) 公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿うよう努めること。

4 対象品目及び判断の基準

新居浜市におけるグリーン購入の対象品目及びその判断の基準については、「新居浜市グリーン購入ガイドライン」で定め、必要に応じて内容の見直しを行う。

5 調達実績の把握及び公表等

対象品目である物品等の調達実績は、グリーン購入の担当課が取りまとめを行い、市のホームページ等で公表する。

6 情報の活用と提供

物品等の調達にあたっては、環境物品等に関する情報を商品カタログのほか、環境ラベルやインターネット（グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」等）などを通じて積極的に入手し、活用するとともに、市民や事業者に対しても、グリーン購入に関する適切な情報の提供と普及に努める。

II 新居浜市グリーン購入ガイドラインとは

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境や社会への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入することです。本ガイドラインは、新居浜市におけるグリーン購入の推進を図ることを目的に、新居浜市環境配慮物品等調達方針に基づき、グリーン購入の対象品目及び判断の基準を定めたものです。各課所室で物品等を調達する際は、本ガイドラインの対象品目及び判断の基準を必ず確認してください。

III 分野ごとの対象品目と判断の基準

分野及び対象品目一覧 【20分野193品目】

分野	対象品目
紙類 (p.5)	1.コピー用紙 2.フォーム用紙 3.インクジェットカラープリンター用塗工用紙 4.塗工されていない印刷用紙 5.塗工されている印刷用紙 6.トイレトペーパー 7.ティッシュペーパー
文具類 (pp.6-11)	8.シャープペンシル 9.シャープペンシル替芯 10.ボールペン 11.マーキングペン 12.鉛筆 13.スタンプ台 14.朱肉 15.印章セット 16.印箱 17.公印 18.ゴム印 19.回転ゴム印 20.定規 21.トレー 22.消しゴム 23.ステープラー(汎用型) 24.ステープラー(汎用型以外) 25.ステープラー針リムーバー 26.連射式クリップ(本体) 27.事務用修正具(テープ) 28.事務用修正具(液状) 29.クラフトテープ 30.粘着テープ(布粘着) 31.両面粘着紙テープ 32.製本テープ 33.ブックスタンド 34.ペンスタンド 35.クリップケース 36.はさみ 37.マグネット(玉) 38.マグネット(バー) 39.テープカッター 40.パンチ(手動) 41.モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 42.紙めくりクリーム 43.鉛筆削(手動) 44.OAクリーナー(ウエットタイプ) 45.OAクリーナー(液タイプ) 46.ダストブロワー 47.レターケース 48.メディアケース 49.マウスパッド 50.OAフィルター(枠あり) 51.丸刃式紙裁断機 52.カッターナイフ 53.カッティングマット 54.デスクマット 55.OHPフィルム 56.絵筆 57.絵の具 58.墨汁 59.のり(液状) 60.のり(澱粉のり) 61.のり(固形) 62.のり(テープ) 63.ファイル 64.バインダー 65.ファイリング用品 66.アルバム 67.つづりひも 68.カードケース 69.事務用封筒(紙製) 70.窓付き封筒(紙製) 71.けい紙 72.起案用紙 73.ノート 74.パンチラベル 75.タックラベル 76.インデックス 77.付箋紙 78.付箋フィルム 79.黒板拭き 80.ホワイトボード用イレーザ 81.額縁 82.ごみ箱 83.リサイクルボックス 84.缶・ボトルつぶし機(手動) 85.名札(机上用) 86.名札(衣服取付型・首下げ型) 87.鍵かけ(フックを含む。) 88.チョーク 89.グラウンド用白線 90.梱包用バンド

オフィス家具等 (p.12)	91.いす 92.机 93.棚 94.収納用什器(棚以外) 95.ローパーティション 96.コートハンガー 97.傘立て 98.掲示板 99.黒板 100.ホワイトボード
画像機器等 (p.13)	101.コピー機 102.複合機 103.拡張性のあるデジタルコピー機 104.プリンタ 105.プリンタ複合機 106.ファクシミリ 107.スキャナ 108.プロジェクタ 109.トナーカートリッジ 110.インクカートリッジ
電子計算機等 (p.14)	111.電子計算機(パソコン) 112.磁気ディスク装置 113.ディスプレイ 114.記録用メディア
オフィス機器等 (p.15)	115.シュレッダー 116.デジタル印刷機 117.掛時計 118.電子式卓上計算機 119.一次電池又は小形充電式電池
家電製品 (p.16)	120.電気冷蔵庫 121.電気冷凍庫 122.電気冷凍冷蔵庫 123.テレビジョン受信機(テレビ) 124.電気便座 125.電子レンジ
エアコンディショナー等 (p.17)	126.エアコンディショナー 127.ガスヒートポンプ式冷暖房機 128.ストーブ
温水器等 (p.18)	129.ヒートポンプ式電気給湯器 130.ガス温水機器 131.石油温水機器 132.ガス調理機器
照明 (p.19)	133.LED照明器具 134.LEDを光源とした内照式表示灯 135.蛍光灯(大きさの区分 40 形直管蛍光灯) 136.電球形のランプ
自動車等 (pp.20-21)	137.自動車 138.乗用車用タイヤ 139.2サイクルエンジン油
消火器 (p.23)	140.消火器
制服・作業服等 (p.24)	141.制服 142.作業服 143.帽子 144.靴
インテリア・寝装寝具 (p.25)	145.カーテン 146.布製ブラインド 147.金属製ブラインド 148.タフテッドカーペット 149.タイルカーペット 150.織じゅうたん 151.ニードルパンチカーペット 152.毛布 153.ふとん 154.ベッドフレーム 155.マットレス
作業手袋 (p.26)	156.作業手袋
その他繊維製品 (p.27)	157.集会用テント 158.ブルーシート 159.防球ネット 160.旗 161.のぼり 162.幕(横断幕、懸垂幕) 163.モップ
設備 (p.28)	164.太陽光発電システム(公共・産業用) 165.太陽熱利用システム(公共・産業用) 166.燃料電池 167.エネルギー管理システム 168.生ゴミ処理機 169.節水機器 170.日射調整フィルム
災害備蓄用品 (pp.29-30)	171.ペットボトル飲料水 172.アルファ化米 173.保存パン 174.乾パン 175.レトルト食品等 176.栄養調整食品 177.フリーズドライ食品 178.非常用携帯燃料 179.携帯発電機 180.非常用携帯電源
役務 (pp.31-33)	181.省エネルギー診断 182.印刷 183.食堂 184.自動車専用タイヤ更生 185.自動車整備 186.庁舎管理 187.植栽管理 188.加煙試験 189.清掃 190.タイルカーペット洗浄 191.害虫防除 192.飲料自動販売機設置
ごみ袋等 (p.34)	193.プラスチック製ごみ袋

1 紙類




【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して調達してください。古紙パルプ配合の用紙を調達できない場合は、森林認証紙等の環境に配慮した用紙を優先して調達してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全7品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
1	コピー用紙	PPC用紙、PPCカラー用紙。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  <p>②エコマーク製品</p>  <p>③再生紙又は森林認証紙 (古紙配合率は問わない。)</p> 
2	フォーム用紙	NIP用紙。	
3	インクジェットカラープリンター用塗工用紙	スーパーファイン紙。	
4	塗工されていない印刷用紙	上質紙、中質紙、更紙、プロッター用紙等。	
5	塗工されている印刷用紙	微塗工印刷用紙、アート紙、コート紙、軽量コート紙、その他塗工印刷紙。	
6	トイレトペーパー		
7	ティッシュペーパー	ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ。	

2 文具類

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。対象となる製品例については、(一社)全日本文具協会の「グリーン購入法<文具類>の手引き」を参考にしてください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。






【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。









(全83品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
8	シャープペンシル	ノック式(ホルダー式含む。)・回転式のシャープペンシル、複合筆記具(シャープペンシル+他の筆記具等)。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマスマーク PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
9	シャープペンシル替芯	色芯も含む。	
10	ボールペン	油性・水性・ゲルインキボールペン。多色タイプ、複合筆記具(ボールペン+他の筆記具等)は対象。 <u>(対象外)替芯。芯が交換できない使いきりタイプ。</u>	
11	マーキングペン	油性・水性マーカー、蛍光ペン、ホワイトボードマーカー、名前書き用マーカー、筆ペン、万年筆、サインペン、OHP マーカー。 <u>(対象外)インキカートリッジ、補充用インキボトル、ペン芯。</u>	
12	鉛筆	鉛筆、色鉛筆(紙巻軸・プラスチック製軸を含む。)。消しゴム付きのものも含む。 <u>(対象外)芯だけの鉛筆・色鉛筆。</u>	
13	スタンプ台	<u>(対象外)補充インキ。</u>	
14	朱肉	<u>(対象外)補充用朱油・朱液、印箱。</u>	
15	印章セット	印鑑ホルダー、朱肉付き印鑑ケース。	
16	印箱	印章や朱肉などがあらかじめセットされていないもの。	
17	公印	<u>(対象外)浸透印、電子印。</u>	
18	ゴム印	浸透印、連結式を含む。 <u>(対象外)石・骨・木・プラスチック等の木口分がそのまま印面になっている印鑑。</u>	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
19	回転ゴム印	回転日付印(デート印)、回転数字印、マスター印、回転科目印、インキ浸透タイプの回転ゴム印。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  
20	定規	直定規、三角定規、分度器、三角スケール、曲線や図形等を描くための定規。 <u>(対象外)製図機、製図台、コンパス。</u>	
21	トレー	書類・小物・ペン用、硬貨用(カルトン)。書類用で複数が重なっている(重ねられる)もの。決裁箱。 <u>(対象外)書類を立てて管理するもの。硬貨をカウントするための容器。</u>	<p>②エコマーク製品</p> 
22	消しゴム	ペン型練り出し式消しゴムを含む。 <u>(対象外)保管を目的としてケースに収納された消しゴム(練り消しゴム、シャープペンシル等替え消しゴム等。)、電動字消し器。</u>	
23	ステープラー(汎用型)	No.10の針を使用するハンディタイプのもの。	<p>③森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>
24	ステープラー(汎用型以外)	針なしステープラー、大型ステープラー、付加機能(フラット・軽とじ・針収納・中とじタイプ等)を付したNo.10の針を使用する汎用型以外のもの。 <u>(対象外)タッカー、電動タイプ。</u>	
25	ステープラー針リムーバー		  <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>
26	連射式クリップ(本体)	本体のみ。 <u>(対象外)クリップ。</u>	
27	事務用修正具(テープ)	修正カバーテープを含む。交換用テープ又はカードリッジも含む。 <u>(対象外)固形タイプ。</u>	  <p>バイオマスマーク PETボトルリサイクル推奨マーク</p>
28	事務用修正具(液状)	<u>(対象外)固形タイプ、補充液。</u>	
29	クラフトテープ	表面に文字が印刷してあるものを含む。	
30	粘着テープ(布粘着)	表面に文字が印刷してあるものを含む。	
31	両面粘着紙テープ	<u>(対象外)フィルム基材両面テープ、基材レス両面テープ。</u>	
32	製本テープ	紙基材に粘着剤を塗布したテープ。ホットメルト樹脂タイプ製本テープを含む。 <u>(対象外)布製本テープ</u>	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
33	ブックスタンド	ブックエンド。 (対象外)書見台、原稿台。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマスマーク PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
34	ペンスタンド	(対象外)ペントレー(トレ- [21]に該当)。	
35	クリップケース		
36	はさみ		
37	マグネット(玉)	磁性体(磁石等)を樹脂等でカバーしたもの。 (対象外)磁性体にクリップ機能を持ったカバーが付加されたもの。マグネットフック、マグネットクリップ。	
38	マグネット(バー)	磁性体(磁石等)を樹脂等でカバーしたもの。 (対象外)磁石にクリップ機能を持ったカバーが付加されたもの。マグネットフック、マグネットクリップ。	
39	テープカッター	机上型、ハンディータイプ、テープ付を含む(使い捨てでないもの)。 (対象外)電動テープカッター、カッター付小巻粘着テープ(使い捨て用)、粘着テープが主の簡易カッターつきテープ。	
40	パンチ(手動)	(対象外)千枚通し。	
41	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	モルトケース。 (対象外)スポンジのみ。	
42	紙めくりクリーム		
43	鉛筆削(手動)	(対象外)ホルダー芯削り器。	
44	OA クリーナー(ウェットタイプ)	ウェットクリーニングティッシュ。 (対象外)詰替え用等。	
45	OA クリーナー(液タイプ)	ボトルタイプ、スプレータイプ、ミストタイプ、泡タイプ等。 (対象外)詰替え用等。	
46	ダストブロワー	詰替用ポンペを含む。	
47	レターケース	(対象外)小物類の保管を前提にしたもの。書類を立てて保管するもの、床置きを前提にしたもの。	
48	メディアケース	箱状のもの。ブックタイプのもの。	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
49	マウスパッド		<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマスマーク PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
50	OA フィルター(枠あり)		
51	丸刃式紙裁断機	ペーパーカッター等。	
52	カッターナイフ	片手で簡単に持ち運びができるハンディタイプのもの。 (対象外)刃が台に固定されたまま断裁するもの。	
53	カッティングマット		
54	デスクマット		
55	OHP フィルム		
56	絵筆	(対象外)刷毛。	
57	絵の具	ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具。	
58	墨汁	朱墨を含む。	
59	のり(液状)	補充用を含む。 (対象外)スプレータイプ	
60	のり(澱粉のり)	補充用を含む。	
61	のり(固形)	補充用を含む。	
62	のり(テープ)	補充用を含む。	
63	ファイル	記録済みの書類などを整理、保管するための文房具 (対象外)書類を平置きするケース(トレイ[21]に該当)、複数の引き出しを有する書類ケース(レターケース[47]に該当)、少数枚の書類を保護するための薄い透明ケース(カードケース[68]に該当)、リングファイル(バインダー[64]に該当)。	
64	バインダー	綴じ穴のある用紙を綴じ、書き込みができる文房具。	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
65	ファイリング用品	ファイル又はバインダーに入れる補充用のもの。背見出し、ポケット、仕切り紙、その他ファイル・バインダーのとじ穴規格に対応した補充用品。 <u>(対象外)穴の空いた記入用紙(けい紙[71]に該当。)</u>	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマスマーク PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
66	アルバム	台紙式アルバム、ポケット式アルバム、工事用アルバム。替台紙、補充用替台紙を含む。 <u>(対象外)箱状で、写真を一括管理することを前提にしたもの。</u>	
67	つづりひも		
68	カードケース	一辺に挿入口がある薄い透明ケース。カードを複数枚収納するボックス型ケース。名刺整理箱。 <u>(対象外) ファイル等に収容することを前提に一辺に複数の穴を設けているもの (ファイリング用品[65]に該当)。書類をまとめて保管するために収容するケース・ホルダー (ファイル[63]に該当)。</u>	
69	事務用封筒(紙製)	クッション材入りのものを含む。	
70	窓付き封筒(紙製)		
71	けい紙	方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーブリーフ(無地含む)。メモ帳(無地含む)、原稿用紙、伝票(会計票を含む)、便箋。	
72	起案用紙		
73	ノート	表紙と用紙が固着されたもの。 <u>(対象外)バインダーノート(バインダー[64]に該当)。</u>	
74	パンチラベル	書類のとじ穴部分の補強又は破損防止用の穴あきラベル。	
75	タックラベル	宛名用・タイトル用・OA用ラベル。 <u>(対象外)ラベル作成機で印字された専用のテープ状ラベル。</u>	
76	インデックス	インデックスラベル。	
77	付箋紙	ロールタイプを含む。	
78	付箋フィルム	ロールタイプを含む。	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
79	黒板拭き	ラーフル、黒板消し、黒板イレーザー。	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)
80	ホワイトボード用イレーザー	(対象外)交換用ホワイトボードイレーザー。	
81	額縁	賞状、写真等の掲示用。	 
82	ごみ箱	(対象外)灰皿。	
83	リサイクルボックス	廃棄物の分別、保管を目的としたもの。多段式、連結式を含む。 (対象外)分別を目的としないもの。	②エコマーク製品
84	缶・ボトルつぶし機(手動)		
85	名札(机上用)	個人名、社名等を主に机上で表示するもの又はそのためのケース。カード立て。	
86	名札(衣服取付型・首下げ型)	安全ピンやクリップで衣服に留めるタイプ。首から吊り下げるタイプ。部品売りしている場合は、各部品(名札用クリップ等)も対象とする。	③森林認証マーク等の表示がある製品
87	鍵かけ	鍵用のフック(単体タイプ、接続タイプ、複数一体型)。 (対象外)保管什器としての扉付きキーケース(収納用什器[93]に該当)。	  森林認証マーク
88	チョーク		  グリーンマーク 間伐材マーク
89	グラウンド用白線		  バイオマスマーク PETボトルリサイクル推奨マーク
90	梱包用バンド		

【備考】

金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは対象外とします。主要材料とは、製品の構成材料として、金属、消耗部分、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料とします。

3 オフィス家具等

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は JOIFA グリーンマーク（（一社）日本オフィス家具協会）の表示がある製品を優先して購入してください。対象となる製品例については、JOIFA の「グリーン購入法の手引き」を参考にしてください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 2 年 2 月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

（全10品目）

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
91	いす	回転いす、折り畳みいす、ソファァ、ベンチ。 <u>(対象外)幼児用・医療用いす、ガーデンチェア、車いす。</u>	<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③JOIFA グリーンマーク商品</p> 
92	机	脇机、受付カウンター、記載台、作業台、演題を含む。 <u>(対象外)ガーデンテーブル。</u>	
93	棚	書架、物品棚、移動棚、パンフレットスタンド。 <u>(対象外)展示棚,陳列棚、ケーブルラック。</u>	
94	収納用什器(棚以外)	システム収納、キャビネット、ロッカー、小型の収納(キーケース、消火器ボックス)、ワゴン。 <u>(対象外)展示ケース、陳列ケース、プラントボックス類。</u>	
95	ローパーティション	システム型、自立型。 <u>(対象外)布・スクリーン類の材料で構成された簡易な衝立、スクリーン製品。</u>	
96	コートハンガー	<u>(対象外)フック類。</u>	
97	傘立て	<u>(対象外)傘入れ袋スタンド</u>	
98	掲示板	壁掛式、自立式。展示パネル、案内板、屏風式掲示板。 <u>(対象外)ピクトサイン、電子掲示ボードシステム。</u>	
99	黒板	壁掛式、自立式。案内板を含む。	
100	ホワイトボード	壁掛式、自立式。案内板、グリーンマーカーボード、電子黒板、磁気筆記板を含む。 <u>(対象外)デジタルボード、インタラクティブボード</u>	

4 画像機器等

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全10品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
101	コピー機	コピー機能のみを唯一の機能とする機器。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  <p>②エコマーク製品</p>  <p>③国際エネルギースタープログラム適合機種</p>  <p>※コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ(番号:101～107)のみ対象</p>
102	複合機	コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャン機能のうち、1つ以上の機能を持つ機器。	
103	拡張性のあるデジタルコピー機	コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器。	
104	プリンタ		
105	プリンタ複合機	プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャン機能のうち、1つ以上の機能を持つ機器。	
106	ファクシミリ		
107	スキャナ		
108	プロジェクタ	会議室や教室等で使用する有効光束が5,000lm未満の機器。	
109	トナーカートリッジ	トナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせたもの。 <u>(対象外)トナー容器単体,感光体単体,現像ユニット単体。</u>	
110	インクカートリッジ	<u>(対象外)インク容器単体</u>	

【備考】

トナーカートリッジ及びインクカートリッジは、補充用の消耗品として調達するものが対象となり、コピー機やプリンタ等の機器の購入時に装着又は付属しているものは対象外です。

5 電子計算機等

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全4品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
111	電子計算機(パソコン)	サーバ型,クライアント型(デスクトップ、ノートブック、ネットブック等)。 <u>(対象外)タブレット PC。</u>	<p>■①～④のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③国際エネルギースタープログラム適合機種</p>  <p>※電子計算機、ディスプレイのみ対象</p> <p>④省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p>  <p>※電子計算機、磁気ディスク装置のみ</p>
112	磁気ディスク装置	外付け・増設用のハードディスク。	
113	ディスプレイ	コンピューターモニター、サイネージディスプレイ。	
114	記録用メディア	CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±R、DVD-RAM、BD-R、BD-RE。 <u>(対象外)USBメモリ、SDカード。</u>	

6 オフィス機器等


【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は JIS マークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全5品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
115	シュレッダー		<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③JIS マーク製品</p>  <p>※一次電池又は小型充電式電池のみ対象</p>
116	デジタル印刷機		
117	掛時計	執務室や会議室等において使用する壁掛型の時計。 (対象外)大型のもの。	
118	電子式卓上計算機		
119	一次電池又は小型充電式電池	単1形～単4形。	

7 家電製品

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は省エネラベルの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全6品目)

対象品目			判断の基準											
番号	品目名称	製品例												
120	電気冷蔵庫		<p>■①～⑤のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③統一省エネラベルの表示がある製品(☆4以上のもの)</p>  <p>※39V型以下のテレビは☆3以上。</p> <p>④省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p>  <p>※電子レンジのみ対象</p> <p>⑤基準エネルギー消費効率(年間消費電力量)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">暖房便座</td> <td>141kwh/年以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温水洗浄便座</td> <td>貯湯</td> <td>175kwh/年以下</td> </tr> <tr> <td>瞬間</td> <td>97kwh/年以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)	暖房便座		141kwh/年以下	温水洗浄便座	貯湯	175kwh/年以下	瞬間	97kwh/年以下
区分		基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)												
暖房便座		141kwh/年以下												
温水洗浄便座	貯湯	175kwh/年以下												
	瞬間	97kwh/年以下												
121	電気冷凍庫													
122	電気冷凍冷蔵庫													
123	テレビジョン受信機(テレビ)	(対象外)ブラウン管、プラズマテレビ。												
124	電気便座													
125	電子レンジ													

8 エアコンディショナー等

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、省エネラベル又は JIS マークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全3品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
126	エアコンディショナー	(対象外)冷房能力が28kW(マルチタイプの場合は50.4kW)を超えるもの。冷房専用のもの。 ウインド形、ウォール形。	<p>■①～④のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  
127	ガスヒートポンプ式冷暖房機	定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のもの。	<p>②統一省エネラベルの表示がある製品(☆4以上のもの)</p>  <p>※エアコンディショナーのみ対象</p>
128	ストーブ	ガス又は灯油を燃料とするもの。	<p>③省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p>  <p>※ストーブのみ対象</p> <p>④JIS マーク製品</p>  <p>※ガスヒートポンプ式冷暖房機のみ対象</p>

9 温水器等




【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又は省エネラベルの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全4品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
129	ヒートポンプ式電気給湯器	(対象外)ヒートポンプで発生させた熱を給湯・ふろ保温以外に床暖房等の暖房へ利用する機能を有するもの。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p> 
130	ガス温水機器		
131	石油温水機器		
132	ガス調理機器		

10 照明

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は省エネラベルの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全4品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
133	LED 照明器具	投光器、防犯灯を含む。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>※電球形 LED ランプのみ対象</p> <p>③省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p>  <p>※電球形蛍光ランプのみ対象</p>
134	LED を光源とした内照式表示灯	表示板、案内板等。 (対象外)誘導灯。	
135	蛍光ランプ (大きさの区分 40 形直管蛍光ランプ)	直管 40 形のみ。	
136	電球形状のランプ	電球形 LED ランプ,電球形蛍光ランプ	

11 自動車等





【1】調達のポイント


グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は低燃費タイヤ統一マークの表示がある製品を優先して購入してください。ガソリン車、ディーゼル車(クリーンディーゼル自動車を除く)又はLPガス車は、別表「車種別の判断の基準」に示す燃費基準及び排出ガス基準を満たすものを優先して調達してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全3品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
137	自動車		<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①下記のいずれかの自動車 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車</p> <p>②別表「車種別の判断の基準」に示す燃費基準及び排出ガス基準を満たすもの(p.22 参照) ※ガソリン車、ディーゼル車(クリーンディーゼル自動車を除く)、LPガス車のみ対象</p>
138	乗用車用タイヤ	市販用タイヤ。 (対象外)自動車購入時のもの。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>②低燃費タイヤ統一マークの表示がある製品</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
139	2サイクルエンジン油		<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; background-color: #008000; color: white; text-align: center;">G 法 適 合</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; background-color: #008000; color: white; text-align: center;">グ リ ー ン 購 入 法 適 合 商 品</div> </div> <p>②エコマーク製品</p> 

別表「車種別の判断の基準」

車種別に対応する燃費基準達成車及び低排出ガス車のステッカーが付いている自動車は、グリーン購入の判断の基準を満たしています。

		乗用車・小型バス (車両総重量 3.5t 以下)		小型貨物車 (車両総重量 3.5t以下)	重量車 (車両総重量 3.5t 越)
		乗用車 (定員 10 人以下)	小型バス (定員 11 人以上)		
ガソリン車	燃費	 平成 32 年度	 平成 27 年度	 平成 27 年度	対象外
	排ガス	 平成 30 年 50%低減 又は  平成 17 年度 75%低減	 平成 30 年 50%低減 又は  平成 17 年度 75%低減	 平成 30 年 50%低減 又は  平成 17 年度 50%低減	対象外
ディーゼル車	燃費	 平成 32 年度	 平成 27 年度	 平成 27 年度	 平成 27 年度
LPガス車	燃費	 平成 32 年度	対象外	 平成 27 年度 ※2.5t越 3.5t以下は対象外	対象外
	排ガス	 平成 30 年 50%低減 又は  平成 17 年度 75%低減	対象外	 平成 17 年度 50%低減 ※2.5t越 3.5t以下は対象外	対象外

12 消火器



【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全1品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
140	消火器	粉末ABC(A：普通火災、B：油火災、C：電気火災)消火器。消火薬剤の詰替え用。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>②エコマーク製品</p> 

13 制服・作業服等

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又はエコユニフォームマークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全4品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
141	制服	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	<p>■①～④のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  <p>②エコマーク製品</p>  <p>③エコユニフォームマーク貼付品</p>  <p>④PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品</p> 
142	作業服	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	
143	帽子	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	
144	靴	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	

14 インテリア・寝装寝具

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク、フレイム環境マーク又は衛生マットレスの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全11品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
145	カーテン	(対象外)綿 100%の製品等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	<p>■①～⑤のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③フレイム環境マークの表示がある製品</p>  <p>※ベッドフレームのみ対象</p> <p>④衛生マットレスの表示がある製品</p>  <p>※マットレスのみ対象</p> <p>⑤PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品</p> 
146	布製ブラインド	(対象外)綿 100%の製品等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	
147	金属製ブラインド		
148	タフテッドカーペット		
149	タイルカーペット		
150	織じゅうたん		
151	ニードルパンチカーペット		
152	毛布	ポリエステル繊維を使用した製品。	
153	ふとん	ポリエステル繊維を使用した製品、再使用した詰物を使用した製品。	
154	ベッドフレーム	(対象外)金属製のもの。医療用、介護用に用いるもの。	
155	マットレス		

15 作業手袋




【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全1品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
156	作業手袋	主要材料が繊維の製品。軍手等。 (対象外)革製,ゴム製の手袋。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>②エコマーク製品</p> 

16 その他繊維製品



【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全7品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
157	集会用テント	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③PET ボトルリサイクル推奨マーク</p> 
158	ブルーシート	ポリエチレン繊維を使用した製品。	
159	防球ネット	ポリエチレン繊維、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
160	旗	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
161	のぼり	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
162	幕(横断幕、懸垂幕)	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
163	モップ		

17 設備

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全7品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
164	太陽光発電システム (公共・産業用)	10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステム。	<p>■①～④のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③JISマーク製品</p>  <p>※太陽熱利用システムのみ対象</p> <p>④グリーン購入法基準適合ラベル貼付品(日本ウインドウ・フィルム工業会)</p>  <p>※日射調整フィルムのみ対象</p>
165	太陽熱利用システム (公共・産業用)	給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステム。	
166	燃料電池		
167	エネルギー管理システム		
168	生ゴミ処理機		
169	節水機器	節水、節湯を目的としたコマ・水栓。	
170	日射調整フィルム	建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルム。	

18 災害備蓄用品

【1】調達のポイント


グリーン購入法適合マークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全10品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
171	ペットボトル飲料水		<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  <p>②賞味期限が5年以上 ※ペットボトル飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等が対象</p> <p>③賞味期限3年以上 ※栄養調整食品、フリーズドライ食品</p>
172	アルファ化米		
173	保存パン		
174	乾パン		
175	レトルト食品等		
176	栄養調整食品		
177	フリーズドライ食品		

対象品目			判断の基準																							
番号	品目名称	製品例																								
178	非常用携帯燃料		<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  <p>②品目ごとの判断の基準を満たすもの</p> <p>【非常用携帯燃料】 ○品質保証期限が5年以上</p> <p>【携帯発電機】 ○排出ガスが下記の基準値以下</p> <p>・ガソリンエンジン</p> <table border="1" data-bbox="1011 996 1407 1178"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排気量の区分</th> <th colspan="2">排出ガス基準値 (g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>HC+NOx</th> <th>CO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66cc 未満</td> <td>50</td> <td rowspan="4">610</td> </tr> <tr> <td>66cc 以上 100cc 未満</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>100cc 以上 225cc 未満</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>225cc 以上</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ディーゼルエンジン</p> <table border="1" data-bbox="1011 1240 1407 1314"> <thead> <tr> <th colspan="3">排出ガス基準値 (g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>NMHC+NOx</th> <th>CO</th> <th>PM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5</td> <td>8</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○騒音レベルが98 デシベル以下 ○連続運転可能時間が3 時間以上 (カセットポンベ型は1 時間以上)</p> <p>【非常用携帯電源】 ○電気容量が[※]100Wh 以上 ○保証期間又は使用推奨期限が5 年以上</p>	排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)		HC+NOx	CO	66cc 未満	50	610	66cc 以上 100cc 未満	40	100cc 以上 225cc 未満	16.1	225cc 以上	12.1	排出ガス基準値 (g/kWh)			NMHC+NOx	CO	PM	7.5	8	0.4
排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)																									
	HC+NOx	CO																								
66cc 未満	50	610																								
66cc 以上 100cc 未満	40																									
100cc 以上 225cc 未満	16.1																									
225cc 以上	12.1																									
排出ガス基準値 (g/kWh)																										
NMHC+NOx	CO	PM																								
7.5	8	0.4																								
179	携帯発電機	発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発電機。																								
180	非常用携帯電源																									

19 役務

【1】調達のポイント

役務の提供を受ける際には、対象品目ごとの判断の基準を満たすようにしてください。対象品目に該当する役務で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、新居浜におけるグリーン購入の判断の基準を満たしています。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全12品目)

対象品目		判断の基準
番号	品目名称	
181	省エネルギー診断	省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼動状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること。
182	印刷	<p>■印刷に使用する用紙が①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③再生紙又は森林認証紙 (古紙配合率は問わない。)</p>  

対象品目		判断の基準
番号	品目名称	
183	食堂	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①生ゴミ処理機等による適正処理</p> <p>②繰り返し使用できる食器(リユース食器)の使用</p> <p>③ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用(利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合を除く)</p> <p>④食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定</p> <p>⑤食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下(食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用)</p> <p>⑥食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定</p> <p>⑦食品ロスの削減(提供する量の調整、持ち帰り用容器の提供等)</p> <p>⑧食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等</p> <p>⑨食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス、水等)の把握、省エネルギー、節水のための措置</p>
184	自動車専用タイヤ更生	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>○リトレッド(タイヤ更生)又はリグループの実施</p>
185	自動車整備	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①リサイクル部品による修理(リユース部品又はリビルド部品の使用)</p> <p>②エンジン洗浄を実施する場合</p> <p>ア. CO 及び HC が洗浄前後で 20%以上削減されること。</p> <p>イ. エンジン洗浄の実施直前及び法定 12 か月点検において、20%以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施</p>
186	庁舎管理	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>【共通(常駐管理／常駐管理以外)】</p> <p>①特定調達物品等の使用</p> <p>②省エネ法(工場等に係る措置)の管理標準に基づくエネルギー使用の合理化</p> <p>③省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準※2等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施</p> <p>④省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置</p> <p>⑤エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置</p> <p>⑥フロン類の漏えい防止のための適切な措置</p> <p>【常駐管理】</p> <p>○エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等(施設利用者と連携して行う対策を含む)</p> <p>【常駐管理以外】</p> <p>○エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等</p>

対象品目		判断の基準
番号	品目名称	
187	植栽管理	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 特定調達物品等の使用</p> <p>② 総合的害虫防除</p> <p>③ 農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用</p>
188	加煙試験	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>○ 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p>
189	清掃	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 特定調達物品等の使用</p> <p>② 洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用。</p> <p>③ ごみの適切な分別回収</p> <p>④ 古紙の適切な分別、改善案の提示</p> <p>⑤ 床維持剤(ワックス)、洗浄剤の VOC 低減</p> <p>⑥ 環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案</p>
190	タイルカーペット洗浄	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 使用する機器の消費電力が 0.22kWh/m² 以下</p> <p>② 使用する水量が 40L/m² 以下</p> <p>③ 清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用</p> <p>④ 洗浄完了後の回収水の透視度が 5 ポイント以上</p>
191	害虫防除	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 特定調達物品等の使用</p> <p>② 殺虫剤、殺そ剤の適正利用を含む総合的害虫防除</p> <p>③ 害虫等の発生、侵入防止措置</p> <p>④ 事前計画・目標の設定、作業後の効果判定</p> <p>⑤ 殺虫剤の適正かつ効果的な使用</p>
192	飲料自動販売機設置	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上</p> <p>② ノンフロン機(缶・ボトル飲料、紙容器自販機に適用)であること</p> <p>③ 環境配慮設計及びその実施状況の公表</p> <p>④ 特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表</p> <p>⑤ 飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施</p> <p>⑥ 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有</p>

20 ごみ袋等





【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又はバイオスマークの表示がある製品を優先して購入してください。対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全1品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
193	プラスチック製ごみ袋		<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>②エコマーク製品</p>  <p>③バイオスマークの表示がある製品</p> 

IV 参考

環境ラベル	内容
	<p>グリーン購入法適合商品</p> <p>グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）第6条に定められた特定調達品目及びその判断基準に合致した物品等に表示されるマークです。カタログや事業者によって、「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法が異なります。</p>
	<p>グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>グリーン購入に必要な情報の収集や提供を通して、企業等の各団体におけるグリーン購入の自主的な取組支援を行っているグリーン購入ネットワークが、日本最大級の環境に配慮した製品のデータベースとして、運営している「エコ商品ねっと」に掲載されている製品に表示されるマークです。</p>
	<p>JIOFA グリーンマーク</p> <p>JIOFA グリーンマークは、グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されるマークです。JIOFA（（一社）日本オフィス家具協会）が、グリーン購入法の普及と識別を目的として制定した統一マークです。</p>
	<p>エコマーク</p> <p>エコマークは、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた様々な商品（製品及びサービス）に表示されるマークです。</p>
	<p>FSC ロゴマーク</p> <p>FSC ロゴマークは、適切に管理された森林に由来する製品に表示されるマークです。国際的な森林管理の第三者機関である FSC（森林管理協議会）が、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能であることを評価及び認証する「FSC 認証制度」で、認証した製品に F S C のロゴマークを付けることができます。</p>
	<p>PEFC ロゴマーク</p> <p>PEFC ロゴマークは、FSC ロゴマークと同様に、適切に管理された森林に由来する製品に表示されるマークです。各国の森林認証制度の相互認証を行う制度である「PEFC 森林認証プログラム」によって、認証された製品に PEFC のロゴマークを付けることができます。</p>
	<p>間伐材マーク</p> <p>間伐材マークは、間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性を PR するとともに、間伐材を用いた製品であることを表示するため、間伐材を用いた製品に表示されるマークです。全国森林組合連合会で認定を受けた製品に、間伐材マークを付けることができます。</p>

環境ラベル	内容
	<p>グリーンマーク</p> <p>グリーンマークは、古紙利用製品の使用拡大を通じて、古紙の回収及び利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品に表示されるマークです。原則、古紙を40%以上原料に利用した製品に表示されています。例外として、トイレットペーパーとちり紙は古紙を100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙古紙を50%以上原料に利用したものに表示されています。</p>
	<p>バイオマスマーク</p> <p>バイオマスマークは、生物由来の資源（バイオマス）を利活用し、品質及び安全性が、関連法規、基準及び規格等に合致する製品に表示されるマークです。バイオマスマークが表示された製品は、石油系プラスチックに比べて環境負荷が小さく、循環型社会の形成に貢献しています。</p>
	<p>PET ボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>PET ボトルリサイクル推奨マークは、使用済みのペットボトルを再利用して作られた製品に表示されるマークです。国内でリサイクルされたペットボトル原料を製品重量の25%以上使用し、製品の主要構成部材として利用しているものにPET ボトルリサイクル推奨マークを付けることができます。</p>
	<p>国際エネルギースターロゴ</p> <p>国際エネルギースターロゴは、オフィス機器等の製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などの省エネ性能が優れた製品に表示されるマークです。オフィス機器の国際的省エネルギー制度である「国際エネルギースタープログラム」において、省エネ性能が優れた上位25%の製品が適合となるよう基準が設定されています。</p>
	<p>省エネルギーラベル</p> <p>省エネルギーラベルは、「省エネラベリング制度」により、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）で定められた省エネ基準を達成している製品に緑色で表示されるマークです。達成していない製品には、橙色のマークが表示されています。</p>
	<p>統一省エネルギーラベル</p> <p>統一省エネルギーラベルは、「統一省エネラベリング制度」により、製品個々の省エネ性能を星の数を表し、併せて、省エネルギーラベルと年間の目安電気料金を表示しているマークです。星の数が多いほど、省エネ性能が高いことを示しています。</p>
	<p>JIS マーク</p> <p>JIS マークは、産業標準化法に基づき、国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証事業者）が、認証を受けた鉱工業品等に対して表示することができるマークです。製品を購入する事業者又は消費者は、JIS マークの表示により、製品の品質や安全性を確認することができます。</p>

環境ラベル	内容
	<p>フレーム環境マーク</p> <p>フレーム環境マークは、フレーム環境基準に適合する製品に表示されるマークです。フレーム環境基準は、全日本ベッド工業会で定められており、ベッドフレーム製品の品質、衛生及び安全面の基準があります。</p>
	<p>衛生マットレスマーク</p> <p>衛生マットレスマークは、マットレスの環境基準をクリアした製品に表示されるマークです。マットレスの環境基準は、全日本ベッド工業会で定められており、ホルムアルデヒド溶出量や抗菌・防臭加工を施した材料の使用等の基準があります。</p>
	<p>エコ・ユニフォームマーク</p> <p>エコ・ユニフォームマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェア等の製品に表示されるマークです。日本被服工業組合連合会が制定したマーク制度で、再生PET樹脂から得られる繊維を用いたりサイクル製品の普及を推進しています。</p>
	<p>低燃費タイヤ統一マーク</p> <p>低燃費タイヤ統一マークは、転がり抵抗性能とウェットグリップ性能をグレード（等級）分けして表示しており、それら性能がJATMA（（一社）日本自動車タイヤ協会）の定める基準を満たしている製品には、低燃費タイヤのマークが表示されています。</p>
	<p>燃費基準達成車ステッカー</p> <p>燃料基準達成ステッカーは、省エネ法で定める燃費基準値以上の燃費の良い自動車に貼付されるステッカーです。国土交通省及び経済産業省が、自動車の燃費性能に対する消費者の関心と理解を深め、燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能に係る車体表示（ステッカー貼付）を実施しています。</p>
	<p>低排出ガス車認定ステッカー</p> <p>低排出ガス車認定ステッカーは、国土交通省の「低排出ガス車認定制度」で認定を受けた自動車に貼付されるステッカーです。「低排出ガス車認定制度」は、自動車排出ガスからの有害物質の排出が、最新規制値よりどのくらい削減されているかを示すための制度です。</p>
	<p>再生紙使用マーク</p> <p>再生紙使用マークは、再生紙の古紙パルプ配合率を表示するためのマークです。「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進及び普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められました。</p>